「日本海東北自動車道（新潟中央ジャンクション・荒川胎内間、岩城・河辺ジャンクション間）

		新潟亀田
	新潟中央ジャンクション	3.2
新　　津	13.4	16.6
新潟中央	0.8	4.0
新　潟　西	3.5	6.7

		協　　和	秋　田　南
	河辺ジャンクション	8.4	2.9
秋田空港	2.4	10.8	5.3

」に、

「北陸自動車道（新潟中央ジャンクション・朝日間）

	新　潟　西
新　　津	16.9
新潟中央	4.3
新潟亀田	6.7

」を

「北陸自動車道（新潟中央ジャンクション・朝日間）

		新　潟　西
	新潟中央ジャンクション	3.5
新　　津	13.4	16.9
新潟中央	0.8	4.3
新潟亀田	3.2	6.7

」に改め、

1．⑵に定める方法により算出した額を料金の額とする。

ニ　実施する期間

平成22年６月28日から平成23年３月31日まで。

ホ　対象区間

道央自動車道の岩見沢インターチェンジから士別剣淵インターチェンジまでの区間。
道東自動車道の千歳恵庭ジャンクションから夕張インターチェンジまで、占冠インターチェンジから本別インターチェンジまで及び本別ジャンクションから足寄インターチェンジまでの区間。
八戸自動車道の安代ジャンクションから八戸北インターチェンジまでの区間。
青森自動車道の青森東インターチェンジから青森ジャンクションまでの区間。
釜石自動車道の東和インターチェンジから花巻ジャンクションまでの区間。
秋田自動車道の秋田中央インターチェンジから秋田北インターチェンジまで及び昭和男鹿半島インターチェンジから琴丘森岳インターチェンジまでの区間。
山形自動車道の山形北インターチェンジから月山インターチェンジまで及び湯殿山インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまでの区間。
日本海東北自動車道の新潟中央ジャンクションから荒川胎内インターチェンジまで及び岩城インターチェンジから河辺ジャンクションまでの区間。
東北中央自動車道の山形上山インターチェンジから東根インターチェンジまでの区間。
深川・留萌自動車道の全区間。
日高自動車道の全区間。
百石道路の全区間。
琴丘能代道路の全区間。
秋田外環状道路の全区間。
湯沢横手道路の全区間。
米沢南陽道路の全区間。
東水戸道路の全区間。

ヘ　割引相互間の適用関係

実験区間と有料区間を連続して通行する場合、本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引、深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

なお、本割引を受ける自動車に通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引又は特別区間等における割引を重複して適用する場合は、有料区間のみを通行する場合の通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引又は特別区間等における割引の割引後料金を適用する。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 18 号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」（以下、「料金公告」という。）１．⑶に基づく有料道路の料金に係る社会実験に関する割引として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 22 年６月 25 日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　高橋　文雄

「中央自動車道富士吉田線等における平成22年度高速道路無料化社会実験に関する割引」

１．割引をする自動車

４．に定める適用区間（以下「実験区間」という。）の一部又は全部を通行する全自動車。